

「松本地域における児童虐待の現状と課題」

1 虐待相談の状況 別紙

(1) 虐待に至る要因

親側の要因…経済的困難 精神的不安定さ DV 被虐待歴 体罰容認 予期せぬ妊娠
親族、地域から孤立 内縁、同居人がいる 子連れ再婚 等

子ども側の要因…乳児期の子ども 障がい児 多胎児 何らかの育てにくさを持っている子ども 等

(2) 最近の特徴

父母間でのDV、夫婦喧嘩による警察からの心理的虐待通告の増加

2 社会的養護児童の状況（松本市）

(1) 里親委託の状況

里親等委託児童：11名 （管内里親等：8名 管外里親等：3名）

(2) 入所状況

児童養護施設：64名 乳児院：7名 （管内施設：46名 管外施設：25名）

家庭のおかれている現状

(1) 子どもの貧困の見えにくさ

- ・国の調査：H27：13.9%
- ・長野県：困窮家庭 9.3% 「H30 長野県子どもと子育て家庭の生活実態調査」
- ・松本地域：困窮家庭 8.0% //

(2) 家族構成の変化

- ・ひとり親家庭の多さ（松本市は母子、父子家庭とも県内の平均よりも比率が高い）
- ・ステップファミリー（再婚親のどちらか、もしくは両方に子どもがいる家庭）の増加

(3) しつけと虐待

- ・しつけとしての親の暴力行為は多い。
- ・子への体罰容認：6割
- ・保護者…「自分もそうしつけられた」「言葉で言ってもわからない」「叩かないでしつけができるのか」

今後の取り組み 1 親・子どもへの支援

1 親への支援

- (1) 妊娠期からの虐待予防 …母子手帳交付時の相談 医療機関との連携 妊娠SOSの周知
- (2) 叩かないしつけを学ぶ
 - ・乳幼児健診での取り組み
 - ・保育園・幼稚園・小学校・中学校での取り組み
- (3) 相談窓口の充実（ひとり親 ステップファミリー DV被害者支援）

2 子どもへの支援

- (1) 「子どもの権利」への取り組み
 - ・児童福祉法…H28改正「（子どもの）意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されるよう」全ての国民が務めることと明記。子どもが心身ともに健やかに育成していくような社会（地域）作りが求められている。
 - ・子ども自身が自分の権利を意識し生活できることが必要 （里親委託・施設入所児童には「権利ノート」がある。）
 - ・教育の場での「子どもの権利」への取り組み
- (2) 子どものSOSをキャッチできる対応
 - ・子どもと常に接触している大人（教員等）が子どもへの虐待について理解していること。
 - ・子どものSOSを否定せず受け止められること。

今後の取り組み 2 地域の支援

里親養育の促進

児童福祉法改正（H28）…「家庭養育の原則」①保護者を支援 ②里親促進 ③施設を小規模に

新しい養育ビジョン（H29）…①市町村の子ども家庭支援体制 ②里親への包括的支援体制

③乳幼児の家庭養育原則の徹底（乳児院の多機能化・機能転換）など

「信州松本・新しい育みプロジェクト」の取り組み（H30～）

・松本赤十字乳児院、松本市こども福祉課、松本児童相談所の協働プロジェクト

・養育上大きな困難を抱える乳幼児（特に3歳未満）のいる家庭を対象

①乳児院の専門性等を活用した集中的な在宅支援メニューの検討・開始

②乳児院を拠点とする里親養育支援（フォスタリングサービス）体制の検討・確立

今後…

・校区ごとに里親を 登録里親の状況 松本市内 17組（養子縁組里親を含む）

・保育園、学校のPTA研修会等で里親制度への理解に向けての啓発活動

参考 兵庫県明石市の取り組み

・こども支援を中心とした街づくり ・「あかし里親100%プロジェクト」 ・児童相談所の設置

虐待が疑われるときの対応 保育園・幼稚園・学校等



- ・けががあった場合には子どもに状況を聞く。けがの部位や子どもの様子を校内で共有。可能なら写真撮影 ・性的虐待が疑われる場合には「誰から、何をされた」を聞くにとどめる。（誘導や否定をしない）
- ・管理職含め情報共有 ・保護者対応を検討（けがの理由を聞く。）
- ・けがの程度（頭部や顔面攻撃 首絞め等生命に危険な行為や性的虐待については一時保護の可能性が高く、子どもを帰宅させる前に児相への連絡も。
- ・学校でまず対応していくことになった場合にも「同じようなことがあれば学校から市など専門の機関へ相談する」と保護者に伝えておく。
- ・在宅で支援することになった場合には役割分担や次にどうなったら市や児相が介入するのか共有しておく。

児童虐待通告への対応

児童相談所

